

## 投票事務への市民等の従事に関する取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、千葉市中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区・美浜区選挙管理委員会（以下「区選挙管理委員会」という。）が執行する選挙に係る投票事務（以下「投票事務」という。）に市民等を従事させることに関し、必要な事項を定めるとともに、選挙に対する知識や関心を高め、ひいては投票率の向上に資することを目的とする。

### (資格)

第2条 この要綱に基づき投票事務に従事することができる者は、千葉市に居住、通学又は通勤する18歳以上の者（高校生等を除く。以下「市民等」という。）であって、次の要件を満たすものとする。

- (1) 選挙の重要性を認識し、選挙人に疑念を抱かせることのないよう、身なり及び言動に責任の持てる者であること。
- (2) 選挙日前日の準備及び研修に参加するとともに、選挙日当日の長時間にわたる勤務に従事できる者であること。

### (身分)

第3条 投票事務に従事する市民等（以下「市民従事者」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

### (事務の内容)

第4条 投票事務のうち市民従事者に行わせる事務の内容は、受付、場内整理、名簿対照、庶務の補助及び投票用紙交付に係る事務のうち、投票管理者が指示するもの。

### (研修)

第5条 市民従事者の採用決定者は、区選挙管理委員会が指定した日時、場所で、従事する事務に応じて研修を受けなければならない。

### (服務)

第6条 市民従事者の服務については、千葉市職員服務規程による。

### (勤務時間等)

第7条 市民従事者の勤務時間等については、会計年度任用職員の例による。

### (協議)

第8条 この要綱の変更等については、千葉市選挙管理委員会及び区選挙管理委員会との協議を行うものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、投票事務への市民等の従事に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年 1月 5日から施行する。

この要綱は、平成25年 6月19日から施行する。

この要綱は、令和 3年 1月21日から施行する。